

(19) 日本国特許庁(JP)

(12) 特許公報(B2)

(11) 特許番号

特許第6209788号
(P6209788)

(45) 発行日 平成29年10月11日(2017.10.11)

(24) 登録日 平成29年9月22日(2017.9.22)

(51) Int.CI.

A 61 F 6/04 (2006.01)

F 1

A 61 F 6/04

請求項の数 12 (全 12 頁)

(21) 出願番号 特願2014-545360 (P2014-545360)
 (86) (22) 出願日 平成24年12月10日 (2012.12.10)
 (65) 公表番号 特表2015-500077 (P2015-500077A)
 (43) 公表日 平成27年1月5日 (2015.1.5)
 (86) 國際出願番号 PCT/GB2012/053069
 (87) 國際公開番号 WO2013/084007
 (87) 國際公開日 平成25年6月13日 (2013.6.13)
 審査請求日 平成27年9月10日 (2015.9.10)
 (31) 優先権主張番号 1121204.0
 (32) 優先日 平成23年12月9日 (2011.12.9)
 (33) 優先権主張国 英国(GB)

(73) 特許権者 511083581
 エルアールシー プロダクツ リミテッド
 英国 エスエル1 3ユーエイチ パーク
 シャー スラウ バース ロード 103
 - 105
 (74) 代理人 100092093
 弁理士 辻居 幸一
 (74) 代理人 100082005
 弁理士 熊倉 賢男
 (74) 代理人 100088694
 弁理士 弟子丸 健
 (74) 代理人 100095898
 弁理士 松下 满
 (74) 代理人 100098475
 弁理士 倉澤 伊知郎

最終頁に続く

(54) 【発明の名称】 コンドームを収容する包装

(57) 【特許請求の範囲】

【請求項 1】

コンドームと、隔壁により前記コンドームから隔離された液体又はゲルとを収容する外側シール壁を有する包装であって、前記隔壁は、前記外側シール壁の完全性を損なうことなく、前記液体又はゲルを前記コンドームの片側に適用するための外部操作により破ることができ、前記外側シール壁は、環状溝を備える成型トレイにより設けられ、前記トレイは、箔の蓋でシールされ、変形可能部分が、前記環状溝によって囲まれた前記トレイの中央部分により設けられ、前記変形可能部分は、前記環状溝の下面よりはさらに下向きに突出しないように下向きに突出し、前記隔壁は、前記液体又はゲルを内部にシールするために前記変形可能部分を横切ってシールされており、前記変形可能部分は、第1の非変形形態から、前記隔壁を通して前記液体又はゲルを放出した第2の形態に変形可能である、包装。

【請求項 2】

前記変形可能部分は、ひとたび一定量より多く変形すると、前記第2の形態へ付勢されるように配置される、請求項 1に記載の包装。

【請求項 3】

前記変形可能部分は、前記隔壁を破ることを容易にするための突起を有する、請求項 1または請求項 2に記載の包装。

【請求項 4】

前記隔壁は、箔又は他の薄く容易に裂けるラミネートである、請求項 1 ~ 請求項 3 のい

ずれかに記載の包装。

【請求項 5】

前記隔壁は、その中央領域に脆弱部分を有する、請求項 1 に記載の包装。

【請求項 6】

前記脆弱部分は、前記隔壁を局所的に薄くすることによって設けられる、請求項 5 に記載の包装。

【請求項 7】

前記脆弱部分は、前記隔壁に刻み線を形成することによって設けられる、請求項 5 に記載の包装。

【請求項 8】

コンドームは、巻かれた壁部分を有し、前記巻かれた壁部分は、前記環状溝内に収容される、請求項 1 ~ 請求項 7 のいずれかに記載の包装。 10

【請求項 9】

前記液体又はゲルは、勃起促進化合物又は血管拡張化合物を含有する、請求項 1 ~ 請求項 8 のいずれかに記載の包装。

【請求項 10】

前記液体又はゲルは、トリニトログリセリンを含む化合物である、請求項 1 ~ 請求項 9 のいずれかに記載の包装。

【請求項 11】

前記液体又はゲルは、潤滑剤、殺精子剤及び / 又は芳香剤を含む化合物である、請求項 1 ~ 請求項 10 のいずれかに記載の包装。 20

【請求項 12】

使用中、前記液体又はゲルは、主としてコンドームの内面上に分注されるようになっていり、請求項 9 ~ 請求項 11 のいずれかに記載の包装。

【発明の詳細な説明】

【技術分野】

【0001】

本発明は、コンドームを収容する包装に関する。

【背景技術】

【0002】

当該技術分野において、コンドームに勃起促進つまり血管拡張化合物を組み込むことが知られている。その際、これら化合物のいくつかは、女性に対して望ましくない副作用があることに注意する必要がある。結果として、保管及び輸送の間、コンドームの内側表面に化合物を保持する試みが数多くなってきた。 30

【0003】

特許文献 1 は、被膜つきマンドレルを用いて、コンドームの内側表面に噴霧、刷毛塗り、又は適用する化合物を開示する。化合物の層がコンドームの外側表面に拡散するのを防止する試みにおいて、化合物の層は、被膜を有し、陰茎とコンドームとの間の摩擦によって被膜の表面張力を破る。また特許文献 1 は、従来のようにコンドームを巻き取って包装するよりも、むしろ「アコーディオン様式」で折りたたむことを示唆するが、非常に現実性がないように思われる。 40

【0004】

特許文献 2 は、両面に接着剤を有し、初めにコンドーム壁に付着し、その後外部圧力が印加されると、陰茎に付着するパッチの可能性を開示する。これは、製造が難しく、使いづらい。

【0005】

特許文献 3 は、上述のような被膜及びパッチを開示し、また化合物を収容し、破壊可能内膜により化合物の残りから分離される、コンドーム先端部の区画の可能性を開示する。かかる内膜を、非常に薄い可撓性ラテックス状材料に形成し、その結果生じた空洞に化合物を充填するのは、実際には実現が困難である。 50

【0006】

特許文献4は、例えば濃縮剤を用いて、化合物を不動化する可能性を開示する。

上述の先行技術文献において行われた一つの手法は、コンドーム自体の改良であるが、これは製造を複雑にさせ、ユーザにとっては使いづらく不快である。代替的に、本文献は、化合物自身の物理的特性を改良する。しかし、それでもなお、保管中の望まれない拡散を防止するのは困難である。また、化合物が動かないように改良された様式により、最も効率的様式で配送する能力が損なわれるため、配送が困難になる場合がある。いずれの場合も、化合物がコンドームの「誤った」側に到達する可能性が存在する。このことは、製品の在庫期間を、潜在的に受容不能となる水準まで短くすることになる。

【0007】

10

この問題を解決する一つの試みが、特許文献5に開示される。特許文献5は、潤滑剤及び/又は殺精子剤を充填した小袋を収容するコンドーム包装を開示する。この小袋は、コンドーム包装を開けると開くように配置される。しかし、これは、同時に包装と小袋を開ける機構を形成する際の設計に困難を生じさせる。例えば、第1の事例は、トレイを開けるためにトレイの中に押し込まれる蓋を有するトレイを開示する。これをうまく作用させるためには、トレイと蓋との間のシールが非常に弱い必要があり、そのため偶発的に剥がれやすくなってしまう。さらに、この機構は、正しく操作しないと、包装を開けると化合物がコンドーム上に分注されずに、むしろ包装の外に押し出されてしまうので、汚れてしまう可能性がある。

【0008】

20

類似の配置が特許文献6に開示されている。この特許文献6も、例えば、化合物を解放するため所定の場所にねじ込まれるねじ溝を介して包装に接続される区画を有するものなど、包装の他の事例を開示する。別の事例は、一方がコンドームを収容し、他方が化合物を収容する2部分からなるトレイを有する。両方のトレイを開き、包装と一緒に折りたたんで、化合物をコンドームと接触するように配置する。

この特許文献6は、化合物が外側包装における隆起部において膜で保持され、コンドームと化合物を分離する破断可能膜を有する事例も開示する。隆起の外壁に対する圧力により膜が破断し、化合物をコンドーム上に分注させる。この包装は、2つの層間に硬質リングを必要とし、そのため、設計がさらに複雑になってしまふ。化合物が包装の隆起部に保持されるので、特にコンドームを財布やポケットなど偶発的に圧縮されてしまう尤度が合理的に高いところに入れて運ぶ場合、化合物が偶発的に解放されやすい。

30

【先行技術文献】

【特許文献】

【0009】

【特許文献1】米国特許第4,829,991号明細書

【特許文献2】米国特許第5,333,621号明細書

【特許文献3】米国特許第6,080,100号明細書

【特許文献4】国際公開第02/078580号明細書

【特許文献5】国際公開第95/02379号明細書

【特許文献6】独国特許第10 2007 039837号明細書

40

【特許文献7】国際公開第99/38506号

【特許文献8】国際公開第03/088880号

【発明の概要】

【0010】

本発明の第1の観点によると、コンドームと、隔壁によりコンドームから隔離された液体又はゲルとを収容する外側シール壁を有する包装であつて、隔壁は、外側シール壁の完全性を損なうことなく、液体又はゲルをコンドームの片側に適用するための外部操作により破ることができ、外側シール壁は、箔の蓋でシールされた成型トレイにより設けられ、変形可能部分がトレイの中央部分により設けられ、変形可能部分は、第1の非変形形態から、隔壁を通して液体又はゲルを放出した第2の形態に変形可能である、包装が提供され

50

る。

【0011】

外側シール壁の完全性を損なうことなく隔壁を破ることができるので、隔壁を破るために機構及び開封機構は互いに分離して保持され、それぞれの機能を最適化することができる。さらに、液体又はゲルは、隔壁がまだシールをしている間に分注されるため、分注に伴って起こるいずれの問題によつても、液体又はゲルは包装の外に飛び出さない。

【0012】

成型トレイに、箔よりもむしろ変形可能部分を設けることにより、本発明は、液体又はゲルの偶発的分注に対して従来技術より丈夫である。

これは、中央変形可能部分を囲む環状溝により、さらに強化される。この溝は、保護の程度をさらに高め、またコンドームの巻かれた壁面に対して便利な位置をもたらす。変形可能部分は、溝を超えて下向きに短く突出するが、変形部分は溝の下面より下向きに突出しないことが好ましい。これは、平坦な表面に押し付けられた場合、変形可能部分は環状溝によりある程度保護されることを意味する。

10

【0013】

変形可能部分は、ひとたび一定量より多く変形したら、第2の形態へ付勢されるように配置されることが好ましい。このことは多くの優位性を有する。変形可能部分は、本質的に、付勢力により第2の形態に「パチン」と動く。この積極的動きは、ユーザに明確な感覚を与え、変形可能部分が、完全に押されたことを示す。また、これは、隔壁からできるだけたくさん液体又はゲルを確実に分注する役割も果たす。ユーザ自らが包装からの支援無しに液体又はゲルを押し出さなければならない箔とは対照的である。

20

【0014】

最も広い意味で定義される本発明の第2の観点は以下の通りである。コンドームと、隔壁によりコンドームから隔離された液体又はゲルとを収容する外側シール壁を有する包装であつて、隔壁は、外側シール壁の完全性を損なうことなく、液体又はゲルをコンドームの片側に適用するための外部操作により破ることができ、外側シール壁は、箔の蓋でシールされた成型トレイにより設けられ、変形可能部分がトレイの部分により設けられ、変形可能部分は、第1の非変形形態から、隔壁を通して液体又はゲルを放出した第2の形態に変形可能であり、かつひとたび一定量より多く変形すると、第2の形態へ付勢されるよう配置される、包装が提供される。

30

これは、上述の優位性を有する。

変形可能部分の包装は、変形されると隔壁を破るのを容易にする突起を有することが好ましい。

【0015】

本発明の第3の観点によると、コンドームと、隔壁によりコンドームから隔離された液体又はゲルとを収容する外側シール壁を有する包装であつて、隔壁は、外側シール壁の完全性を損なうことなく、液体又はゲルをコンドームの片側に適用するための外部操作により破ることができ、外側シール壁は、外周部がシールされた2つの箔層を含み、液体又はゲルは、箔層のうちの一つの隆起部に入り、隆起部は、包装の中央からオフセットされる、包装が提供される。

40

【0016】

液体又はゲルを収容する隆起部を包装の中央からオフセットすることで、隆起部は、コンドームの巻かれた壁の上又は近くの位置に来る。このことは、ユーザが隆起部を押して液体又はゲルを分注する際に、包装に対して良好な支持を与える。隆起部が中央にあると、隆起部がコンドームの端部の上のみにあるため、良好には支持されない。そのため、ユーザが隔壁を通して液体又はゲルを押し出すのを困難にさせる。この問題は、特許文献6において検討され、この特許文献6は、十分な剛性を与えるために、包装の周りに支持リング11を用いる。従つて、上述の配置は、かかるリングを必要としないので、包装を単純化する。代わりに、2つの箔層を互いに直接シールし、或いは隔壁をかかるシールの間に配置してもよい。

50

隔壁は、隆起部の中央よりもさらに包装の中央の近くにある脆弱線を有することが好ましい。これは、隆起部は中央部からオフセットされているものの、分注点は、より中央に近づけられ、液体又はゲルをコンドームの中央領域に分注できることを意味する。

【0017】

本発明の第4の観点によると、コンドームと、隔壁によりコンドームから隔離された液体又はゲルとを収容する外側シール壁を有する包装であって、隔壁は、外側シール壁の完全性を損なうことなく、液体又はゲルをコンドームの片側に適用するための外部操作により破ることができ、包装は、包装を横切って延びるフィン状シールを含むように、折りたたまれた又はシールされた箔から形成され、フィン状シールは、液体又はゲルを収容する部分を有し、隔壁はフィン状シールを操作することにより破ることができる、包装が提供される。

10

【0018】

液体又はゲルをフィン状シールに配置し、かつ隔壁を破るのに操作を必要とすることは、偶発的分注に対して合理的程度の保護を与える。フィン状シールは、包装の側に対してほぼ平坦に折りたたまれる。従って、ユーザは、隔壁を破るためにフィン状シールを持ち上げて、分注器の液体又はゲルを収容する部分に圧力を印加する必要がある。この2段階操作は、偶発的に実行される可能性は低い。

【0019】

液体又はゲルは、トリニトログリセリンを含む化合物又は潤滑剤、殺精子剤及び／又は芳香剤を含む化合物であることが望ましい。

20

【0020】

以下に、本発明に従って製造された包装の例を、添付する図面を参照しながら説明する。

【図面の簡単な説明】

【0021】

【図1A】本発明の第1及び第2の観点による包装を上から見た透視図である。

【図1B】第1の包装を下から見た透視図である。

【図1C】使用前の第1の包装の断面図である。

【図1D】隔壁が破られた後の図1Cと類似した図である。

30

【図1E】隔壁が破られた後の図1Bと類似した図である。

【図1F】蓋が剥がされた後の図1C及び図1Dと類似した図である。

【図1G】蓋が剥がされたところを示す図1Aと類似した図である。

【図1H】コンドームの取り出しを示す図1Gと類似した図である。

【図2A】本発明の第4の観点による包装の透視図である。

【図2B】第2の包装を通した断面図である。

【図2C】初期の開封ステップを示す図2Aと類似した図である。

【図2D】開封の後の段階における図2Cと類似した図である。

【図2E】図2Dと同一構成の包装の図2Bと類似した断面図である。

【図2F】液体又はゲルのコンドームへの適用を示す透視図である。

【図2G】図2Fと同一の形態の包装を通る断面図である。

40

【図2H】包装の初期の開封を示す透視図である。

【図2I】部分的に開封された包装を示す断面図である。

【図2J】完全に開封された包装を示す透視図である。

【図2K】コンドームの取り出しを示す透視図である。

【図3A】本発明の第3の観点による包装の概略的断面図である。

【図3B】図4Aの膜の平面図である。

【発明を実施するための形態】

【0022】

本発明は、コンドームを収容する包装のためのものである。コンドームは女性用コンドームであってもよい。コンドームは、天然ゴムラテックス、ポリウレタンなど、任意の好

50

適な材料から作製できる。

【0023】

包装は液体又はゲルを収容する。液体又はゲルは、第一に勃起促進又は血管拡張化合物であることが意図される。しかし、代替的に又は追加的に、潤滑剤、殺精子剤、芳香剤又は他の型式の配合物でもよい。好ましい勃起促進化合物は、トリニトログリセリン（G T N）を含有する化合物である。これは特許文献7に開示されていて、化合物のさらなる詳細について参照する。

【0024】

包装は、第一に、化合物をコンドームの内側表面上に分注することを意図したものである。しかし、同じように、単純にコンドームを包装内で反転させ、（例えば、特許文献8に開示されるような）血管拡張剤又はD urex（登録商標）Play O（登録商標）ゲル等の化合物を、反対側に分注することができる。また、第1の化合物を片側に、第2の化合物を反対側に分注することも、本発明の範囲内である。

10

【0025】

包装の第1の例を、図1A乃至図1Hに示す。包装は、D urex（登録商標）De lux e包装に基づく。本質的に、包装は、箔3がシールされた上側リップ部2を有する成型トレイ1からなる。トレイ1は、外周に環状溝4をもつ円形形状を有する。これは、平坦な底部を有するD urex（登録商標）De lux e包装とは異なる。環状溝4の内部は、中央に随意の上向き突起6をもつ陥凹部5である。中央領域に脆弱部分8を有する隔壁7が陥凹部5の上部を横切ってシールする。隔壁は、箔又は他の薄く容易に裂けるラミネートであってもよい。脆弱部分は、領域の材料を局所的に薄くすることにより又はレーザアブレーション等により形成された刻み線により設けることができる。陥凹部5及び隔壁7により定められるチャンバは、液体又はゲル化合物9が充填される。コンドーム10は、隔壁7の反対側のトレイ1にあり、外側表面が最上部にある。コンドーム10の巻かれた壁部分11は、溝4に収容される。図1Cにみられるように、溝4の下部壁は、陥凹部5の下部壁の下にあり、輸送及び保管の際の化合物の偶発的分注に対して、いくらかの保護を与える。

20

【0026】

包装を使用するためには、ユーザは陥凹部5を押して、突起6が膜7の脆弱部分8を貫通させる（図1D及び図1E）。ひとたび突起がある点に到達すると、材料の弾性により、陥凹部を完全に陥凹した位置へ付勢される傾向がある。ユーザは、この効果を「パチン」と感じ、可聴のクリック音を聞くこともできる。これにより、できるだけ多くの液体又はゲルを確実に放出し、ユーザに対して分注動作を正しく完了したことの積極的表示を与える。また、分注が行われたことの明確な視覚的表示も与える。代替的に、圧力の増大のみを用いて膜を破ることもできる。陥凹部5の動きは、化合物をコンドームの下部表面に押し付ける。突起6は、化合物の最大可能量をコンドームに移行させることを支援する。次いで、蓋を剥がし（図1F及び図1G）、内部表面に化合物がついたコンドームを取り出し、通常の方法で使用することができる。従来のコンドーム包装とは異なり、トレイは、容易に廃棄するため、使用後のコンドームを収容できる。

30

【0027】

包装の別の例を、図2A乃至図2Kに示す。包装は、図2Jに最も良く示されるように、单一シートから形成して示される。また、折り線が図に示されるように、一緒にシールされた3枚の別個のシートから形成することもできる。シート20は、両側が折り線22を介してそれぞれの上部壁部分23、24に接続された下部壁21を含む。剥離可能接着剤25の2つのストリップが、下部壁21及び上部壁部分23、24の長手方向縁部に沿って設けられ、それにより、下部壁21は、上部壁部分23、24に対してシールされる。代替的に、これは剥離可能溶接でもよい。

40

【0028】

折り線22の反対の端部で、上部壁部分23、24は、第2の折り線26を介して、それぞれ、第1のシーム部分27及び第2のシーム部分28と接続される。シーム部分27

50

、28は、剥離可能接着剤29で被覆されるが、これは、接着剤25又は剥離可能溶接と同じである。しかし、各シーム部分27、28の中央領域30は、接着剤を欠いて、全ての側がシールされ、使用時は、液体又はゲル化合物32で充填される、化合物チャンバ31を与える。第2の折り線26の反対の端部において、各シーム部分27、28には、以下に説明するように、ユーザが開封する際に持つことができるタブ33、34が設けられる。

【0029】

下部壁20及び第2の側壁部分23、24は、コンドーム35を収容するチャンバを定める。化合物チャンバ31は、脆弱性シール36によりコンドーム35から分離される。

【0030】

最初にユーザに提供する際、シーム部分27、28は折りたたまれ、図2Bに示すように、下にある上部壁部分24に対して平たくなる。これは、輸送及び保管の際のシールの完全性を保全する役に立つ。

【0031】

包装を使用するためには、ユーザは、初めに、タブ33、34をつかむことにより、シーム部分27、28を持ち上げ（図2C参照）、シーム部分27、28を直立位置まで持ち上げる（図2D及び図2E）。これのみで、シール36を破るのに十分である、又はシーム部分を前後に何回か揺らす必要がある場合がある。次いで、ユーザは、化合物チャンバ31を絞り（図2F及び図2G）、今や開封されたシール36を通してコンドーム35の内側表面へ化合物を押し出す。代替的に、シール36は、直立位置に動かすことにより、弱くされ、チャンバ32を絞ると完全に開封する、又はシーム部分が平らなままでチャンバ31を絞ることにより開封することができる。

【0032】

上記を行った後、次いでユーザは、コンドームを取り出す前に、タブ33、34をつかみ（図2H）、包装を剥がして開くことにより（図2I及び図2J）、今や化合物で満たされた包装を開け、通常の方法で使用することができる。広げた包装は、使用後廃棄するために、コンドームを再包装するのにより用いやすいという優位性を有する。

【0033】

さらに別の例を図3A及び図3Bに示す。

この例は、伝統的2層箔コンドーム包装に基づく。第1の層40及び第2の層41は、従来の様式で、外周縁部を互いに熱シールされる（図3Aは、明確さのためにコンポーネントを分離して示す概略図であるため、縁部はシールして示されない）。第1の層40は、冷間成形により形成された、化合物43を収容する、隆起部42を有する。図3Bに示すように、隆起部42により定められるチャンバの反対側表面は、最初に、少なくとも1つの脆弱線45（第1の例で説明したように形成される）が設けられた（例えばAMVC（PET/AI/PE）の）膜44と熱シールされる。

【0034】

隆起部42は、包装の一方の側にオフセットされ、隔壁44の脆弱線50は、隆起部42の中心に対してオフセットされ、適度に包装の中央にあるようにされる。

【0035】

化合物43をコンドーム46上に分注するために、ユーザは隆起部42を押して隔壁44を脆弱線45で開き、化合物43をコンドーム46上に押し出す。次いで、包装は、従来のコンドーム包装の様式で、破いて開けられる。

【0036】

本構成の利点は、ユーザが、コンドーム46の巻かれた部分を、矢印51の方向に圧力を印加するために利用できる、親指に対する支持及ピボットとして効果的に用いて、より便利な分注操作を提供することである。

【符号の説明】

【0037】

1：成型トレイ

10

20

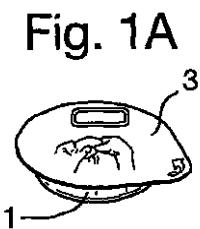
30

40

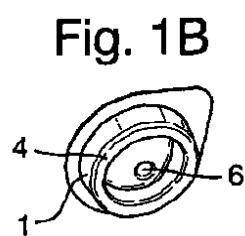
50

- 2 : 上側リップ部
3 : 箔
4 : 環状溝
5 : 陥凹部
6 : 上向き突起
7 : 隔壁
8 : 脆弱部分
9 : 液体又はゲル化合物
10 : コンドーム
11 : 巻かれた壁部分 10
20 : シート
21 : 下部壁
22 : 折り線
23、24 : 上部壁部分
25 : 剥離可能接着剤
26 : 第2の折り線
27 : 第1のシーム部分
28 : 第2のシーム部分
30 : 中央領域
31 : 化合物チャンバ 20
32 : チャンバ
32 : 液体又はゲル化合物
33、34 : タブ
35 : コンドーム
36 : 脆弱性シール
40 : 第1の層
41 : 第2の層
42 : 隆起部
43 : 化合物
44 : 隔壁 30
44 : 膜
46 : コンドーム
50 : 脆弱線

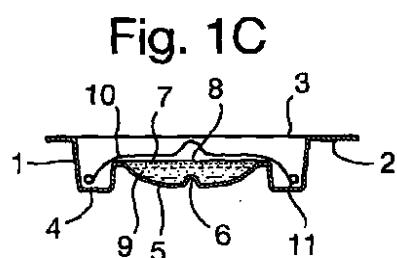
【図 1 A】



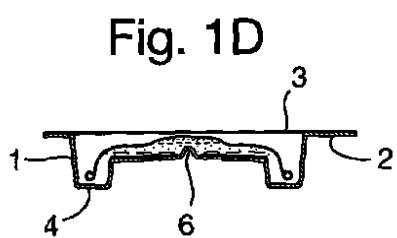
【図 1 B】



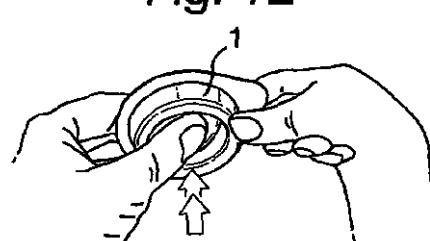
【図 1 C】



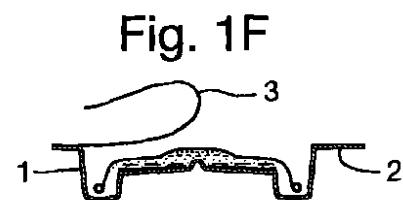
【図 1 D】



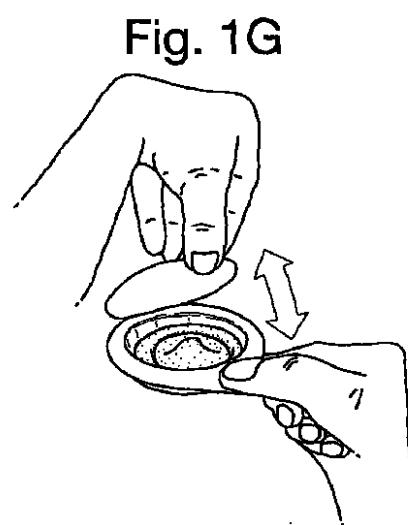
【図 1 E】



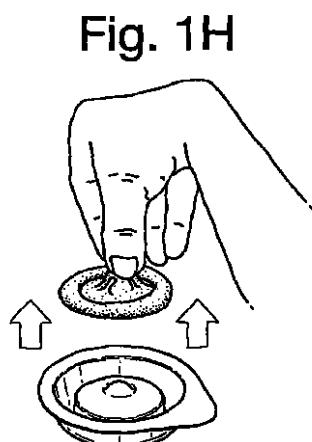
【図 1 F】



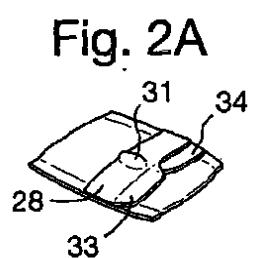
【図 1 G】



【図 1 H】

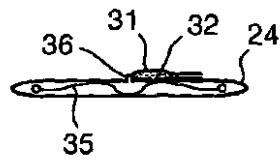


【図 2 A】



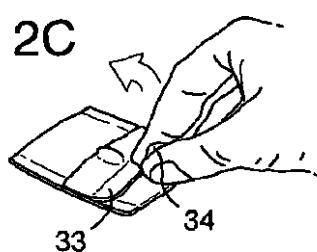
【図 2 B】

Fig. 2B



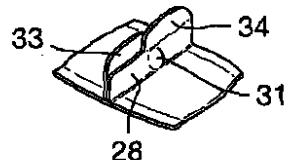
【図 2 C】

Fig. 2C



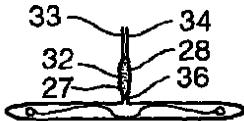
【図 2 D】

Fig. 2D



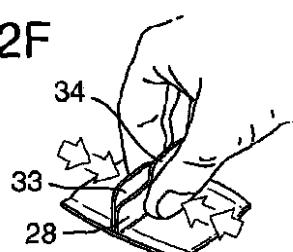
【図 2 E】

Fig. 2E



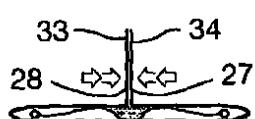
【図 2 F】

Fig. 2F



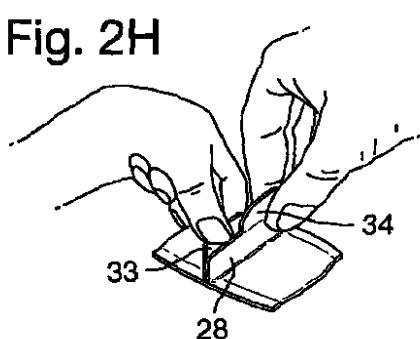
【図 2 G】

Fig. 2G



【図 2 H】

Fig. 2H



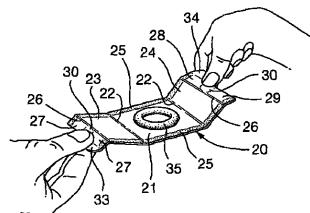
【図 2 I】

Fig. 2I



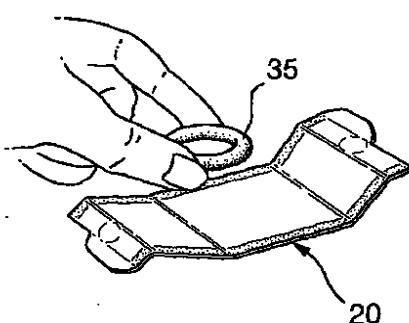
【図 2 J】

Fig. 2J

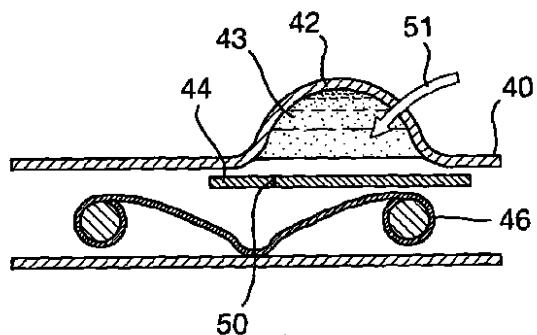


【図 2 K】

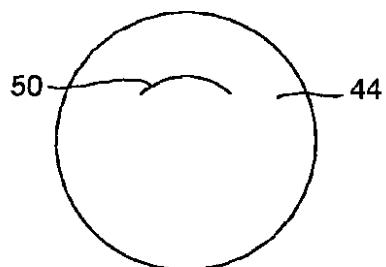
Fig. 2K



【図 3 A】

Fig. 3A

【図 3 B】

Fig. 3B

フロントページの続き

(72)発明者 チョブダット モハメッド

イギリス エイチユー8 7ディーエス イースト ヨークシャー ハル ダンサム レーン レ
キット ベンキサー ヘルスケア (ユーケイ) リミテッド内

(72)発明者 ハイト イアン

イギリス シーヴィ4 8エイチエス ウエストミッドランズ コヴェントリー ウエストウッド
ビジネス パーク ウエストウッド ウェイ 13 アイティーシーエム内

(72)発明者 メイズ ジェフ

イギリス シーヴィ4 8エイチエス ウエストミッドランズ コヴェントリー ウエストウッド
ビジネス パーク ウエストウッド ウェイ 13 アイティーシーエム内

審査官 古川 峻弘

(56)参考文献 国際公開第92/020595 (WO, A1)

特開平02-001749 (JP, A)

特表2005-537040 (JP, A)

特表2011-500287 (JP, A)

特開平11-130156 (JP, A)

(58)調査した分野(Int.Cl., DB名)

A61F 6/02 - 6/04

B65D 75/00 - 75/70